

事務連絡
令和2年8月3日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の
中断及び延長（遡及）の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて（通知）」（令和2年7月28日付学振養第74号）（以下「通知」という。）において、別途通知することとしておりました採用中断を遡って申請する場合の取扱いについて、下記のとおり連絡しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

(1) 遡及できる採用期間の中断開始日

遡及できる採用期間の中断開始日は令和2年4月～10月までの月の初めの日とします。

中断期間は、遡及した中断月を含め12か月が上限となり、1か月単位での申請となります。また、遡及した中断期間を含めた月数について採用期間が延長します。

遡及した中断月を含め、研究再開準備支援を適用する場合、その期間は中断期間の全部又は一部とし、2か月単位での申請となります。また、承認された2分の1の月数について採用期間が延長します。

(2) 研究奨励金（支給済み）の取扱い

採用期間の中断中は、研究奨励金が不支給となりますので、遡及して採用期間の中断を設定する場合は、支給済みの研究奨励金を戻入していただく必要があります。

一方、今後支給が予定される研究奨励金（12月まで）により、支給済みの研究奨励金を相殺することができます。ただし、支給済みの研究奨励金に対し、今後支給が予定される研究奨励金（12月まで）が不足する場合、当該不足分の月に係る研究奨励金については、本会まで戻入していただきます。（別添参照）

(3) 手続き

採用期間の中断を遡って申請する場合、令和2年10月30日までに通知に記載の「新型

コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断願」(別記様式 1-1)に必要な事項を記載し、受入機関の事務局を経由して本会まで申請してください。(本会必着：令和2年10月30日(金))

また、遡及した中断期間の再開日について、採用再開日が別記様式 1-1 の提出日より前の場合、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断再開願」(別記様式 1-2)による申請は不要となります。

なお、別記様式 1-1 の提出にあたり、大学の入構制限等により、受入機関の機関長印や受入研究者印(自署も可)を入手することが困難な場合は、機関長印や受入研究者印が押印された書類を PDF ファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能です。

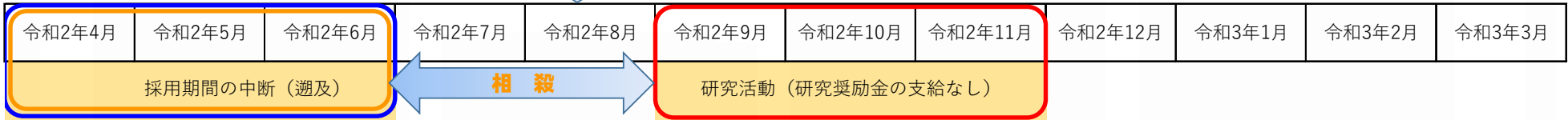
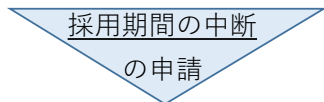
別記様式 1-1 の提出について、令和2年10月30日(金)までに受入機関の事務局を経由して本会まで提出することとなっていますが、不明な点等ある場合には、まずは本件照会先までお問合せください。

以上

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jsps.go.jp TEL:03-3263-4998

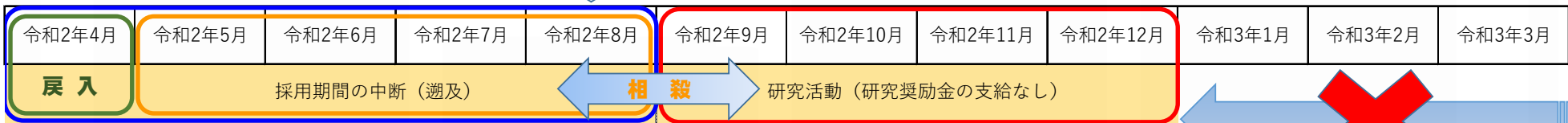
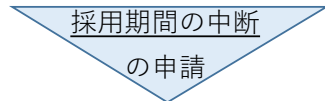
研究奨励金の戻入が発生しない場合



研究奨励金【支給済】（3か月分）
研究奨励金の戻入なし

（相殺）支給予定の研究奨励金（3か月分）

研究奨励金の戻入が発生する場合



研究奨励金【支給済】（5か月分）
研究奨励金の戻入（1か月分）

（相殺）支給予定の研究奨励金（4か月分）

令和2年に支給済みの研究奨励金については、令和3年1月以降の研究奨励金（支給予定）において相殺することはできない。

11月以降に採用期間の中断手続きを行う場合は、遡及適用はできませんので、通常どおり中断開始の1ヶ月前までに手続きを行ってください。